

支出の正当性改めて主張

シーガイア支援基金返還訴訟

「支援は公益性高い」
シーガイア訴訟で元部長

シーガイア支援が目的の「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」に県が00年1月、60億円を支出したのは公益性がなく違法として、県民769人が松形祐寛知事に全額を県に返すよう求めている住民訴訟の第10回口頭弁論が9日、宮崎地裁（中山頭裕裁判長）であった。支出時に県の責任者だった中野広明・前商工労働部長が原告被双方の証人として、支出の正当性を改めて主張。支出前に会社更生法申請を視野に入れていたことも否定した。

【奥田伸】、関谷俊介

当時の県部長が証言

更生法視野の出資も否定

中野氏は99年4月～01年11月に部長を務め、今年7月末で県を退職。被告側の質問で、60億円の算定の根拠の一つにシーガイアの納税額があったことを初めて明らかにした。「98年度までに県に30億円、宮崎市に30億円、の売上高は99年度當時、

国に20億円を納税しておらず、その範囲内の（金額）で再建方針を考えようと思った」と説明した。

更に、93年のシーガイア開業後5年間で県内の外国人宿泊客が7倍に増えた。【シーガイア運営会社】がマントラとして、シーガイアが

00年7月にシーガイアで開かれた九州・沖縄サミット外相会議を控えてい

たことを挙げ、「そういう状況で更生法適用申請は

できなかつた」と、原告側の「60億円支出時に申請可能だた」との主張に反論した。

原告側の「支出を決めた段階で、更生法適用申請を想定していたので」は、との質問に対しても

「申請決定は申請直前の

01年1月、再建方針はスボンサー（支援企業）次第だった」と否定した。

県は「公益性必要があれば補助金支出が可能とする地方自治法を根拠に支出した。これに対し原告側は、シーガイアは

當利施設で公益性はない

△多額の負債があり、再

建の可能性はなかった、

などと違法性を主張して

本県経済に与えたの波及効果などを挙げ、「経営継続のための支援は、公益性には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟は違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟が高い」と判断したといふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根拠や経緯について説明を求めた。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

拠として、シーガイアが

本県経済に与えたの波及効

果などを挙げ、「経営継続

のための支援は、公益性

には違法として、シーガイア支援基金の住民訴訟

が高い」と判断したとい

ふを明らかにした。

支援額についても、シーガイアからの提示はな

く、県が抜本的経営改善

計画を策定する猶予を一

年ほどとし、その間の運

転資金として五十八億円

を算出。支援方法は、負

担圧縮が再建に重要で、

現実的に返済は困難であ

ることから賃付金ではなく、補助金を選択したこ

とを説明した。

中野元部長は支援の根

シーガイア

99年時 再建困難と判断

宮崎地裁口頭弁論

元県幹部が証言

宮崎市の大型リゾート
施設「シーガイア」救済
に県が県費六十億円を投
入したのは違法であると
して、松形祐堯県知事に
対し、県費の返還を求め
た住民訴訟の第十回口頭
弁論が九日、宮崎地裁で

ありました。

この日の口頭弁論で
は、県費投入時の中心人
物の一人、元県商工労働
部長の中野廣明氏が証言
台に立ちました。裁判所
には、百五人の原告団傍
聴者が訪れ、裁判を見守

りました。

中野氏は、金融機関が
融資を停止した一九九九
年の時点で、自力再建は
困難であると判断してい
ました。

裁判後集会で、原告
団弁護団の代表は、「自
然がなく違法」として六
十億円の県費返還を求め
た訴訟の第十回口頭弁論
が九日、宮崎地裁であり、
原告・被告双方の証人と
して県の中野広明元商工
労働部長が出廷した。

次回裁判は、九月三十
日（月）午後一時三十分
から開かれます。

↑しんぶん赤旗 02年09月11日

↓西日本新聞 02年09月10日

「シーガイア支援
間違いなかつた」
基金返還訴訟で

崎の国際化を促したこと
から見て、シーガイアの
公益性は十分。支援は県
民のために今でも間違つ
ていなかつたと思つてい
る」と証言した。

元県商工労働部長
宮崎市の市民団体が、
松形祐堯知事を相手取
り、シーガイア支援を主
目的とする基金に県が出
資したのは「公益性や根
拠がなく違法」として六
十億円の県費返還を求め
た訴訟の第十回口頭弁論
が九日、宮崎地裁であり、
原告・被告双方の証人と
して県の中野広明元商工
労働部長が出廷した。

中野元部長は、まず「経
済波及効果が大きく、宮
崎の国際化を促したこと
から見て、シーガイアの
公益性は十分。支援は県
民のために今でも間違つ
ていなかつたと思つてい
る」と証言した。